

# 暴 追 だ よ り

公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター

TEL 058-277-1613

(相談事例から)

## 【相談内容】

行政機関宛てに△△研究会と名乗る団体から電話で

北方領土問題を正しく理解するために図書を購入してほしい。代金は46,000円だ。

当研究会の他にも北方領土問題の図書を販売しているところがあるが、寄付金一万円を払ってもらえば私の名刺を送る。同じような電話があったら私の名前を出せば、購入を断ることが出来る。今まで△人の職員から寄付をしてもらっている。

と購入と寄付の要求が執拗であったため、一万円の寄附をする約束をしてしまったら、封書が送られてきました。

寄付の約束をしてしまったが、やはり断りたい。断り方や今後電話が架かってきた場合の対応などについて教示をお願いします。

## 【アドバイス】

- 寄付を拒否する意思を明確に相手に伝えるため、  
寄付をすると返答したが、寄付する意思がなくなりましたので、封書を返送します。今後も寄付や書籍の購入意思がないので、電話しないでください。

の文書と郵送されてきた封書を新たな封筒に入れ、配達証明郵便などの方法で送り返しましょう。

後日の紛議に備え、郵送記録や文書の写しを保管しておくこと。

- 一度でも要求に応じると断りにくくなり、いつまでも関係が続くこととなります。**きっぱり断ることが大切です。**
- このような事例では、一度断っても同一人物が名前を変えて要求等をしてくる場合があります。担当者を決めて窓口を一本化するとともに、組織内で情報を共有することが大切です。
- 不当要求については、録音やメモをとるなどして事後に備えておきましょう。

## 【結 果】

上記のアドバイスとおり、郵送された封書を断り文書とともに返送するとともに、相手から再度電話が架かってきた場合の対応要領を準備していましたが、**相手からの電話など一切無く現在に至っています。**

### 暴追センターから

平成10年代半ばころまで、政治活動標榜ゴロなどの団体を騙る者から機関紙（誌）の送りつけや紳士録の購読要求の電話が、事業所や行政機関に多くありましたが、当時事業所等の担当者が購読等の不当要求拒否の取り組みをされた努力により、この種事案は激減いたしました。最近になり、またチラホラと相談を受けるようになりました。当時の担当者が異動や退職等により、この種事案の経験の無い担当者が多くなってきたことから、対応を誤ってしまうことが危惧されます。

機関紙（誌）の送り付け等の対応要領等につきましては、暴追センターに相談をしてください。

暴力団等に絡む困り事の相談は、お気軽に当センターへ！

相談無料・秘密厳守です。

相談は面談、電話どちらでも受け付けます。

場所 岐阜市藪田南5丁目14番地1（藪田分庁舎2の2）

電話番号 058-277-1613

フリーダイヤル（0800）200-8930

## 第29回暴力追放岐阜県民大会の縮小開催

9月14日(月)に開催を予定しております暴力追放岐阜県民大会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、

**不二羽島文化センターでの開催を中止**することとしました。

大会に参加をご予定されていた皆さま、運営にご協力をお願いしておりました皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願ひします。

なお、同大会については、右記のとおり**開催規模を縮小し、関係者のみにより暴力追放功労者等の表彰を実施**させていただきます。

### 大会次第(予定)

- 1 表彰  
暴力追放功労団体・個人
- 2 主催者あいさつ  
警察本部長
- 3 来賓紹介  
岐阜県弁護士会会長  
県公安委員会委員
- 4 大会宣言朗読  
暴力団排除団体代表者
- 5 謝辞  
暴追センター理事長
- 6 その他の出席者  
警察本部刑事部長  
暴追センター専務理事

## 暴力団排除条例違反で勧告

令和2年2月20日、岐阜市内に事務所を置く指定暴力団山口組弘道会傘下の組長以下31名が関市内の日本料理店で食事会を開催した事案で、6月に岐阜県公安委員会は岐阜県暴力団排除条例に基づき、**日本料理店経営者に暴力団に利益を供与しないよう**、また暴力団組長には利益の供与を受けないようそれぞれ**勧告**を出しました。

### 〔解説〕

岐阜県暴力団排除条例第15条で「利益の供与の禁止」が定められています。その内容は

事業者に対し

- ① 暴力団の威力を利用する目的で行う利益の供与
- ② 暴力団活動の助長等となる利益の供与

が禁止となっています。

《具体例》

- ・ 暴力団の威力によってトラブルを解決するために暴力団員に用心棒料を支払うことなど
- ・ 暴力団の襲名披露式や会合を行うための会場を利用させることなどの違反をした場合は
  - ・ **勧告**(違反行為の中止や同様の違反を行わないよう求めること)が行われ、この**勧告に従わない場合**などは

- ・ **公表** ～ 違反行為をした者の住所、氏名、違反の内容などを発表となります。

利益供与の禁止に違反とならないようにするには、どうすべきか、同条例第16条「契約時における措置」に

- ・ 契約時に相手方が暴力団員でないことを確認
- ・ 契約書面に当該契約が暴力団活動を助長等することが判明した場合は契約を解除する旨の暴力団排除条項を導入

するよう努めなければならないと規定されています。

具体的には、

- ・ 書面で契約を締結する際、書面の中に暴力団員でないことを表明させる条項を設ける
- ・ 契約をするとき、後に契約が暴力団の活動を助長等することと認められた場合、催告せずに契約関係を遡及的に消滅させる条項を設ける

ことが必要です。

不審な申し込み等があった時や暴力団排除条項の導入などについては、暴力追放推進センターに相談して下さい。

## 訴訟費用等貸付制度～暴力追放推進センターの事業

当センターでは、暴力団にかかる被害者等に対する救済・支援事業の一つとして、訴訟費用等を無利子でお貸ししています。

### 1 民事訴訟費用

暴力団事務所の撤去に伴う契約解除、暴力団員から受けた被害に係る損害賠償等の訴訟費用

### 2 契約解除費用

暴力団員による迷惑行為を排除するための契約解除等に必要な経費

### 3 財産的被害補修費用

暴力団員から受けた重大な物的被害を応急に修復するための費用

詳しくは暴追センターまでお問い合わせ下さい。

## 御礼

(公財) 岐阜県暴力追放推進センターの活動にご理解をいただき、令和2年度の賛助会費のご納入ありがとうございました。

県民の願いである、暴力のない安全で住みよい岐阜県の実現のため、一層努力して参りますので、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。